

毒物劇物取扱いチェックリスト（業務上取扱者向け）

分類	チェック事項	根拠法令
保管・管理	<input type="checkbox"/> 保管場所に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をしている。	*法第 12 条
	<input type="checkbox"/> 盗難、紛失を防止する措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 保管場所はかぎをかける設備等のある堅固な施設である。 <input type="checkbox"/> 使用時以外は保管場所を施錠している。 <input type="checkbox"/> 保管場所を毒物、劇物専用としている。 <input type="checkbox"/> 保管場所は敷地境界線から十分離れている、又は一般人が容易に近づけない措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 在庫量の定期的な点検、使用量の把握、廃棄量の記録をしている。	*法第 11 条 H15. 4. 4 通知
	<input type="checkbox"/> 飛散、漏洩、流出、地下浸透を防止する措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備、配管等の日常点検、保守点検を実施している。 <input type="checkbox"/> 危害防止規定を作成している。 <input type="checkbox"/> 事故等に備えた教育や訓練を実施している。	*法第 11 条 H15. 4. 4 通知 S50. 7. 31 通知
容器・被包	<input type="checkbox"/> 容器・被包には、「医薬用外」の文字と、毒物には「 毒物 」（赤地白字）の文字、劇物には「 劇物 」（白地赤字）の文字を表示している。 <input type="checkbox"/> 容器を移し替えた際に表示をしている。 <input type="checkbox"/> 長期保管等により印字が消えているものはない。	*法第 12 条
	<input type="checkbox"/> 容器にペットボトル等の飲食物の容器を使用していない。	*法第 11 条
廃棄	<input type="checkbox"/> 適切な方法で廃棄している。 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理業者に委託している。 ※ 廃液等の不要な毒物、劇物を有価物やリサイクル原料として販売、授与する場合は、毒物劇物営業者の登録が必要な場合がありますので、あらかじめご相談ください。 <input type="checkbox"/> 自ら廃棄する場合は毒物、劇物に該当しないように中和等の処理をしている。 <input type="checkbox"/> 廃棄するときに、他法令（水質汚濁防止法、大気汚染防止法、下水道法等）を遵守している。	法第 15 条の 2 S50. 11. 26 通知
運搬	<input type="checkbox"/> 盗難、紛失を防止する措置を講じている。	*法第 11 条
	<input type="checkbox"/> 飛散、漏洩、流出、地下浸透を防止する措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 基準に適合した運搬容器を使用している。 <input type="checkbox"/> 事故時の応急措置方法等を記載した書面（イエローカード）を携帯している。 <input type="checkbox"/> 2 人以上の保護具を装備している。（5t 以上を運搬する場合） <input type="checkbox"/> 車両の前後に標識を掲示している。（5t 以上を運搬する場合）	*法第 11 条 令第 40 条の 2～4 R2. 2. 17 通知 令第 40 条の 5
事故時の対応	<input type="checkbox"/> 毒物、劇物の盗難、紛失があった場合は、直ちに警察に届け出ている（従業員に周知している）。	*法第 17 条
	<input type="checkbox"/> 毒物、劇物の飛散、漏洩、流出、地下浸透があった場合で、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察、消防に届け出るとともに、応急措置を講じている（従業員に周知している）。	*法第 17 条

法：毒物及び劇物取締法 令：毒物及び劇物取締法施行令 *：法第 22 条で準用

（問合せ先） 高槻市保健所 健康医療政策課
TEL：072-661-9330 FAX：072-661-1800